

講習の課程				講習期日・会場	時間数 単位数	講師名	定員
科目	免許法に定める科目名	科目に含まれる事項	開設科目名				
			中心となる領域				
			含む領域				
科目	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害心理	【講座Ⅰ】 令和４年７月２３日（土） ２４日（日） ・和歌山県民文化会館 ３階特設会議室	15h	大阪教育大学 特任教授 山 本 利 和	50
			視覚障害者		1 単位		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害児の教育課程・指導法	【講座Ⅳ】 令和４年８月 ６日（土） ７日（日） ・和歌山市南コミュニティセンター 多目的ホール	15h	大阪教育大学 教 授 井 坂 行 男	50
			聴覚障害者		1 単位		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱教育総論	【講座Ⅱ】 令和４年７月３０日（土） ３１日（日） ・和歌山大学 東１号館G-102	15h	和歌山大学 教 授 武 田 鉄 郎	50
			病弱者		1 単位		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育総論	【講座Ⅴ】 令和４年８月２５日（木） ２６日（金） ・田辺スポーツパーク 多目的ホール	15h	和歌山大学 准教授 古 井 克 憲	50
			知的障害者		1 単位		
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	L D 等教育総論	【講座Ⅲ】 令和４年８月 ２日（火） ３日（水） ・和歌山県民文化会館 ３階特設会議室	15h	和歌山大学 講 師 竹 澤 大 史	50
			重複・L D 等領域				
					1 単位		

免許法改正に伴う必要修得単位数（特別支援学校教諭二種免許状）（表内、□で囲まれた箇所が令和４年度開講予定講座）（別紙２）

講習の課程				中心となる領域					備考	
科目	免許法に定める科目名	科目に含まれる事項		視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱		
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 (第1欄)			1					→(旧)養護学校教諭1種免許状取得者が新たに特別支援学校教諭二種(視覚障害領域・聴覚障害領域)を取得しようとする際も、本講座の受講が必要となる。	
	特別支援教育領域に関する科目 (第2欄)	視覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1					→視覚障害領域並びに聴覚障害領域は、それぞれ「心理、生理及び病理」並びに「教育課程及び指導法」の各1単位の取得をもって第2欄の要件を満たすことができる。	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1						
		聴覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1					→免許状に領域を追加していく際には、それぞれ第2欄における各領域の単位を取得すること。 →なお、平成18年度までの既得単位のカウントは以下のように行うこと。「障害児の心理(第2欄)」+「障害児の教育課程(第2欄)」をもって、知・肢・病いずれかの中心となる領域1単位分となる。 →第2欄知的障害者を教育する領域は、平成20年度まで2単位(「知的障害児の教育課程・指導法」「知的障害心理」)をもって当該領域に必要とされる要件を満たすことができるとしていたが、平成21年度から講座内容を包含し、肢体不自由・病弱の各領域同様、1単位をもって要件を満たすことができることになった。
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1					
		知的障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			1			→平成19年度以降、免許取得を目指す受講者は、全員取得する必要あり。 ☆平成23年4月1日以降の免許申請には、左記下線部「教育課程及び指導法」に係る科目内容の修得を要する(平成22年度開講講座から摘要済み)。	
		肢体不自由者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				1			
		病弱者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					1		
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (第3欄)		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1(中心となる領域) 1(含む領域)						
	選択			1		2			→既得単位の活用可。なお、取得希望の領域に対し、第1欄から第3欄までの要件をそれぞれ満たし、かつ合計単位数が6単位を上回る場合は、選択単位は必要としない。	
最低必要となる総単位数			6		6					
必要在職年数(取得している基礎免許状に基づく)			3年							

（注１）各講座内容及び単位数の取扱いについては、文部科学省への申請結果により変更する場合がある。